

家庭ごみ有料化に対する 基本的な考え方

平成 22 年 9 月

減量対策課

目 次

1 背景	1
(1) はじめに	1
(2) 国の方針	1
(3) 北海道の方針	1
(4) 本審議会の提言/答申	2
(5) 他市区町村の状況	2
(6) 本市のごみ排出現況と将来推計	3
2 目的	4
3 対象	6
4 手数料	6
(1) 料金体系	6
(2) 料金水準	8
(3) 徴収方法	8
5 併用施策	8
6 各種課題	8
(1) リバウンド	8
(2) 不法投棄	8
(3) 不適正排出	9
7 啓発活動	9
参考1 苫小牧市 清掃事業年表	10
参考2 第8次苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 開催スケジュール	12

1 背景

(1) はじめに

本市では、平成 12 年 10 月に本審議会より「将来的な家庭ごみの有料化を検討する必要がある」との提言を受け、平成 19 年 3 月には「有料化はごみ減量化に有効な方策であるとともに、費用負担の公平性も図ることができるが、新たな市民負担を伴うことから、それ以前にごみ減量化とリサイクルの推進に取り組むべき」との旨の答申を受けました。

そのため、19 年度に『053 大作戦』、21 年度に『eco ライフ大作戦～053 ステージ 2～』を実施するとともに、廃食油、古着・古布の拠点回収、集団回収の拡大に加え、今年 4 月からは廃プラスチック類の資源回収も開始するなど、ごみ減量とリサイクル推進に、まちぐるみで取り組んできました。

このような取組によりごみ減量とリサイクル率の向上に一定の成果を得ることができましたが、「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」（策定：平成 22 年 3 月）の計画前期目標である 1 人 1 日当たりのごみ量 550g、リサイクル率 28%を達成するためには、さらに大幅なごみ減量が必要となります。この目標を達成すると、老朽化しているごみ処理施設の廃止も見えてくることから、ごみ減量対策として、「26 年度までに家庭ごみ有料化を実施すること」を重点施策の一つとして掲げました。

本資料は、家庭ごみ有料化の導入に向けて、その具体的方策を審議していただくために、現時点での基本的な考え方を取りまとめたものです。

(2) 国の方針

平成 17 年 5 月 26 日、環境省告示第 43 号

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。(抜粋)

(3) 北海道の方針

北海道循環型社会形成推進計画（策定：平成 22 年 4 月）

市町村は...（中略）...一般廃棄物の処理責任主体として、ごみ処理の有料化、ごみの分別収集や廃棄物処理施設の整備など一般廃棄物に関する 3R 及び適正処理を推進するとともに、事業者・消費者として、グリーン購入、環境マネジメントシステムの導入など自らが率先して 3R の取組を進めることが期待されます。(抜粋)

(4) 本審議会の提言/答申

ごみの減量・リサイクルに関する提言（平成 12 年 10 月）

- 環境に負荷を与えているごみ排出者の当事者意識が希薄なため、税による行政中心の処理から、市民の責任を考慮したごみ処理が必要となっている。
- 積極的な集団回収システムの整備やリサイクル活動の推進、行政の効率化に努め、税負担の公平化、受益者負担という視点から、将来的なごみの有料化も検討する必要がある。
- 有料化に際しては、不法投棄対策、社会的弱者への配慮が必要である。（抜粋）

答申書『家庭ごみの減量化施策とその具体的方策について』（平成 19 年 3 月）

有料化がごみ減量化の有効な方策であることは、先行他市の状況を見れば明らかのように、各市で 20～30%の減量効果が報告されています。

また、多量に排出すると負担が多く、減量に努力すれば負担は少なくてすみ、費用負担の公平性も図ることが出来ます。

しかしながら、有料化は新たな市民負担を伴うことから、それ以前にごみ減量化とリサイクルの推進に取り組むべきと考えます。（抜粋）

(5) 他市区町村の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在、全国の約 60%の市区町村が、家庭ごみの有料化を実施しています。一方、北海道では、平成 21 年 7 月 1 日現在、全国を上回る 90%以上の市町村が実施しており、道内でまだ有料化を実施していないのは、苫小牧を含むわずか 17 市町村しかありません（市町村数 180、実施済 163）。

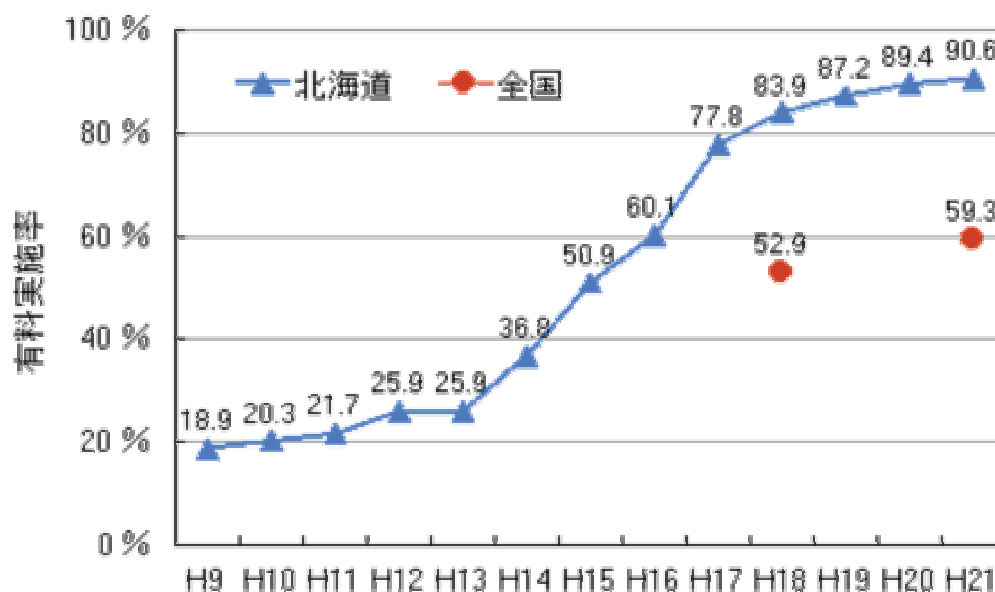


図 北海道及び全国の市区町村の有料化実施状況

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課：北海道内における一般廃棄物処理の有料化の状況について、2009.9

(6) 本市のごみ排出現況と将来推計

本市のごみ排出量は、近年、緩やかな減少傾向にあります。

苫小牧市一般廃棄物処理基本計画では、26年度のごみ排出量は、現状施策のまま推移した場合には71,289トン（家庭ごみ44,008トン、事業系ごみ27,281トン）、家庭ごみ有料化を含む減量化・資源化施策を実施した場合には59,337トン（家庭ごみ34,861トン、事業系ごみ24,476トン）と推計しています。

26年度の両推計値を比較すると、減量化・資源化施策実施による削減効果はおよそ12,000トンとなり、このうち、家庭ごみ有料化による削減効果として、56%（6,689トン）を見込んでいます。

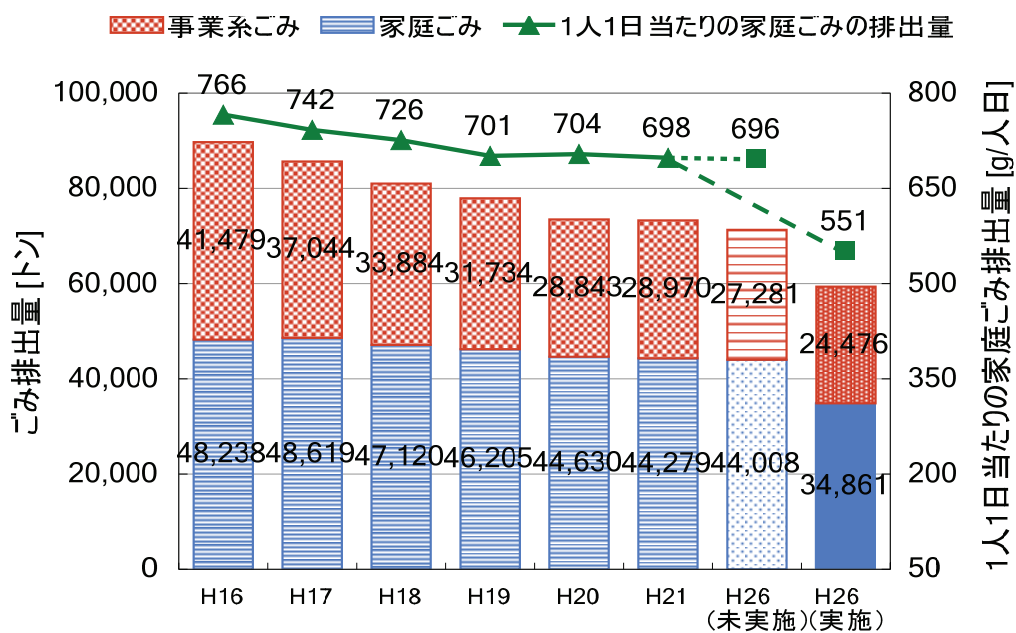


図 本市のごみ排出現況と将来推計

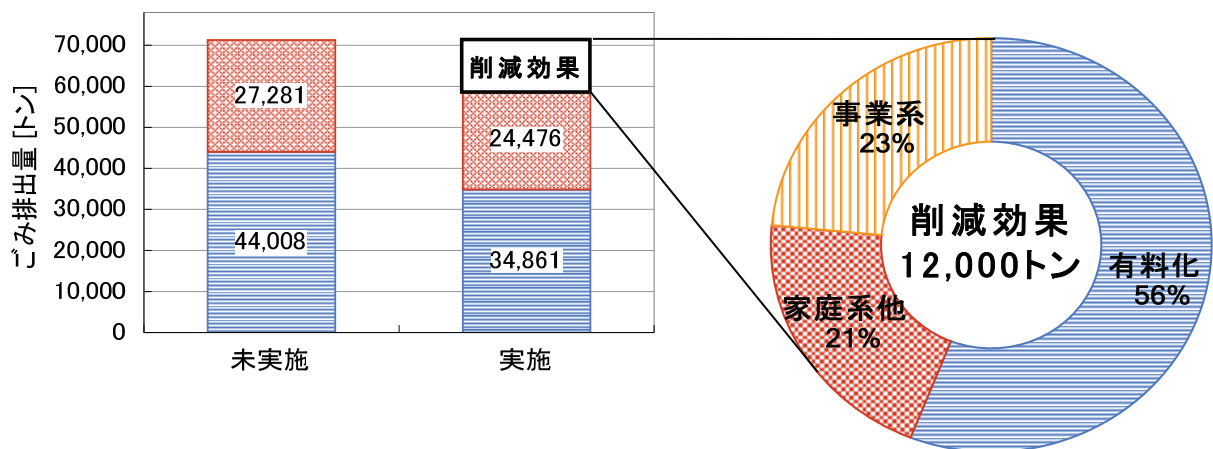


図 平成26年度時点における各施策の未実施と実施の場合の比較

2 目的

一般的な有料化の意義としては、次の3点が挙げられます。

1点目は、ごみ減量とリサイクルの推進のための動機付けができることです。

有料化すると、費用負担を軽減しようとするため、経済的インセンティブ（動機付け）が働きます。それは、マイバッグの利用や詰替製品の購入といった日常の買物行動への変化をもたらし、ごみの発生抑制につながります。また、無料で資源回収している集団回収や拠点回収を利用するため、分別の徹底が図られます。

2点目は、ごみ処理費用負担の公平性を確保できることです。

現在、市民から排出されたごみは、全て税金で処理されているため、ごみを減らしても減らさなくても、その差を実感することはできません。有料化すると、ごみの排出量に応じた手数料を負担するため、応益負担という意味における公平性の確保につながります。

このように、有料化は分別意識の向上や、買物行動や消費行動に変化をもたらすため、市民のごみ問題への関心を高めることができるということが3点目となります。

本市の場合、今後数年の間に大幅なごみ減量を達成できるのであれば、老朽化している糸井清掃センターの存廃問題が解決できる状況にあります。そのため、大幅なごみ減量を達成するための施策の柱として有料化を活用し、その経済的インセンティブによりごみ減量とリサイクルを強力に推し進めることが、最大の目的となります。

また、プラスチックの資源回収など、分別品目の拡大やリサイクルの推進には多額の費用がかかります。有料化に伴う歳入は、このような循環型社会形成のための財源として活用することも可能となります。

出発点：『ごみの減量・リサイクルに関する提言』（平成 12 年 10 月）

答申『家庭ごみの減量化施策とその具体的方策について』（平成 19 年 3 月）



実績：① リサイクル推進のために・・・

- H19～リサイクルハウス設置助成（22 年 3 月現在 累計 11 基）
- H20～資源回収団体奨励金（22 年 3 月現在 201 団体登録）

② ごみ減量のために・・・

- H4～生ごみ堆肥化容器助成（22 年 3 月現在 累計 7,629 個、）
- H4～電動式生ごみ処理機助成（22 年 3 月現在 累計 246 台）
- H21～密閉式堆肥化容器助成（22 年 3 月現在 累計 180 個）
- H14～ダンボールコンポスト無償配布（21 年 3 月現在 累計 600 個）
- H19～家庭用廃食用油拠点回収（22 年 3 月現在 累計 17,457 ㍓）
- H19～ペットボトルキャップ回収（22 年 3 月現在 累計 24,138kg）
- H19～使用済み割り箸回収（22 年 3 月現在 累計 516kg）
- H21～古着・古布拠点回収（22 年 3 月現在 累計 2,405kg）
- H22～廃プラスチック類分別回収（22 年 8 月現在 累計 786t）

③ 市民意識喚起・啓発のための・・・

- レジ袋削減に関する協定（22 年 5 月現在 8 社 24 店舗）
- 19 年度 053 大作戦（53 ユニット実施）
- 21 年度 eco ライフ大作戦 ～053 ステージ 2～（35 事業実施）



限界：今後のごみ処理施設のあり方を考えると大幅なごみ減量が必要！



方針：平成 26 年度までに家庭ごみの有料化を実施

（平成 22 年 3 月策定：苫小牧市一般廃棄物処理基本計画）

- 目的：① 経済的インセンティブ（動機付け）によるごみ減量とリサイクルの推進
- ② 費用負担の公平性の確保と、市民のごみ排出に対する意識改革

3 対象

本市では、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック」「資源物」の4区分で家庭ごみを収集しています。このうち、どの区分を有料化の対象とするのかについては、ごみ減量とリサイクル推進の観点から検討していきます。

道内他市では、可燃ごみと不燃ごみを有料化の対象とし、資源物は無料としている市が多い状況にあります。これは、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源物は、資源として排出するよう市民に分別徹底を促す効果があります。

しかし、室蘭市や滝川市などの市では、資源物も含めて有料化の対象としています。

	区 分	主 な 品 目	処 理 方 法 等
再生不可	燃やせるごみ	生ごみ、紙類、草木類、衣類、廃油類	焼却処理後、焼却残渣を埋め立てる。 減量することで、最終処分場の延命等に貢献する。
	燃やせないごみ	ガラス類、スプレー缶、小型電化製品、レンガ類	破砕処理後、不燃物を埋め立てる。 減量することで、最終処分場の延命等に貢献する。
再生利用	プラスチック	パック、トレイ、ボトル、袋、フィルム、緩衝材	委託業者で中間処理後、再生利用される。
	資源物	缶、びん、ペットボトル、紙パック	資源化センターで選別後、再生利用される。

4 手数料

(1) 料金体系

手数料の料金体系としては、従量制や定額制、あるいはその複合型などが考えられます。

道内では、全ての先行他市が、制度がわかり易い「単純従量制」を採用しています。

料金体系については、市民へのわかり易さに加えて、事務処理上煩雑ではない仕組みとしなければいけません。

型	料金体系図	料金体系の仕組み	メリット	デメリット
単純従量制		<p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。 単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。(均一従量制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度が単純でわかりやすい ● 排出者ごととの排出量を管理する必要があるが、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。
多段階従量型		<p>排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超える段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出量が多くなる場合の料金水準が高くなることで、特に排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出者ごととの排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。
超過量従量型		<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出する方式。例えば、市町村が、ごみについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の排出量以上のみを従量制とすること、特にその量まで排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 費用負担が無料となる一定の排出量以下範囲で排出量を抑制する働きにくい。 ● 排出者ごととの排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布費用）が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。
少量定額・多量従量型		<p>一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の排出量以上のみを従量制とすること、特にその量まで排出抑制が期待できる。 ● 一定の排出量までを定額制にした手数料を徴収できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 費用負担が定額となる一定の排出量以下範囲で排出量を削減する働きにくい。 ● 排出者ごととの排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布費用）や一定額の手数料の徴収のための費用に要する費用が増す。

(2) 料金水準

料金水準については、周辺市町村における手数料の料金水準や住民の負担感へ配慮して定めます。ただし、有料化導入の目的であるごみ排出抑制とリサイクル推進への効果が期待できる水準であることが求められます。

道内では、7割以上の先行他市が、ごみ容量1リットルあたりの料金水準を2円をベースとしています。

(3) 徴収方法

手数料の徴収方法としては、指定ごみ袋に上乘せする方式とシールやステッカーによる方式、あるいはその併用方式がありますが、いずれの方式においても、その表示や色等がわかり易いように工夫します。

道内では、全ての先行他市が、「指定ごみ袋にごみ処理手数料を上乘せ」する方法を採用しています。

5 併用施策

有料化実施に併せて、紙類の分別収集の開始を予定していますが、他にもごみ減量とリサイクル推進につながる施策を併用することで、実施効果を高めます。

併用施策としては、生ごみ堆肥化容器助成の拡大や集団回収の拡充施策などが考えられます。また、乳幼児や高齢者等の紙おむつを使用する世帯や社会的弱者に対する減免措置を検討します。

6 各種課題

(1) リバウンド

有料化を実施すると、ごみ減量効果が期待できますが、それが一時的で、長期的な減量効果が得られなかった場合のことを「リバウンド」と言います。

料金水準を低く設定したために経済的インセンティブの働きが弱かったり、何ら併用施策を講じなかった場合等において、リバウンドが発生しやすいとされています。

(2) 不法投棄

現在、本市の不法投棄の発生状況は、18年度の383件をピークに減少傾向にあり、21年度は93件にまで減少しています。

有料化を実施すると、不法投棄の増加が懸念されるため、監視員によるパトロール強化などの対策を講じていきます。

(3) 不適正排出

有料化導入の際には、指定ごみ袋以外のごみ袋の利用やシール・ステッカーの未貼付などの不適正な排出が、また、仮に資源ごみを無料や料金を低く設定した場合には、意図的な異物の混入等も懸念されます。

さらに、転入者や単身世帯等の地域社会とのつながりが希薄な市民においては、意図せず不適正に排出してしまう場合も想定されます。

そのため、不適正排出防止のため、複合的な対策を検討します。

7 啓発活動

有料化の実施に当たっては、その目的や必要性等について、十分な情報提供を行い、市民理解を深めていきます。

その手法としては、市民の声を直接聞くために、出前講座やまちかどミーティング、各種説明会等を開催したり、広報紙やホームページ等の媒体の利用、あるいは看板・のぼり・ポスターなどの市内各所への掲示などが考えられます。

参考 1 苫小牧市 清掃事業年表

年	手数料関係	その他
昭和 24 年	ごみ処理有料化：定額制開始 ・重量により年額 120～1,200 円	・「塵芥処理手数料条例」議決
昭和 29 年		・「清掃法」施行
昭和 30 年		・「苫小牧市清掃条例」制定 ・「塵芥処理手数料条例」廃止
昭和 39 年	単純従量制に変更 ・ポリペール容器：6 円/20 ㍓	
昭和 44 年	超過量従量型に変更 ・一般家庭 150 ㍓以下無料 ・商店・事業所等 60 ㍓以下無料 ・紙袋：12 円/20 ㍓	
昭和 46 年		・大型ごみ収集開始
昭和 57 年		・糸井清掃センター供用開始
昭和 59 年	埋立焼却処分手数料有料制度開始 ・100kg まで 150 円 ・20kg 増すごとに 30 円加算	
昭和 63 年		・大型ごみ戸別収集開始 ・「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」策定
平成 4 年		・資源リサイクル推進室新設 ・生ごみ堆肥化容器助成開始 ・電動生ごみ処理機助成開始
平成 5 年	事業系一般廃棄物収集限度量変更 ・1 日平均 60 ㍓⇒30 ㍓以下無料 埋立焼却処分手数料改正 ・100kg まで 250 円 ・20kg 増すごとに 50 円加算	・「苫小牧市清掃条例」改正 ・「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」策定
平成 6 年		・「廃棄物減量等推進市議会条例」制定 ・「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」策定
平成 8 年	埋立焼却処分手数料改正 ・100kg まで 350 円 ・20kg 増すごとに 70 円加算	
平成 9 年		・びん・缶・紙パック分別収集開始

年	手数料関係	その他
平成 10 年		・ 家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託開始
平成 11 年		・ 沼ノ端クリーンセンター供用開始 ・ 糸井清掃センター 1 号炉を廃炉
平成 12 年	事業系ごみ 1 日平均 30 ㍓未満無料収集の廃止	
平成 13 年	埋立焼却処分手数料改正 ・ 20kg まで 90 円 ・ 20kg 増すごとに 90 円加算	・ ペットボトル分別収集開始 ・ 東胆振三町一般廃棄物広域処理開始 ・ 糸井清掃センターダイオキシン類低減対策改修工事終了
平成 14 年	大型ごみ有料化開始	
平成 18 年		・ 家庭系一般廃棄物直営収集の民間委託拡大
平成 19 年		・ 「053 大作戦」実施 ・ 家庭系一般廃棄物直営収集の民間委託拡大 ・ 家庭用廃食油の拠点回収開始 ・ リサイクルハウス設置助成開始
平成 20 年		・ 家庭系一般廃棄物直営収集の民間委託拡大 ・ 資源回収団体奨励金事業開始 ・ 「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」の締結
平成 21 年	埋立焼却処分手数料改正 ・ 20kg まで 220 円 ・ 20kg 増すごとに 220 円加算	・ 「eco ライフ大作戦」実施 ・ 産業廃棄物埋立処分場の受入停止 ・ 家庭系一般廃棄物直営収集の民間委託拡大 ・ ふれあい収集開始
平成 22 年		・ プラスチック類分別収集開始

参考 2 第 8 次 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 開催スケジュール

開催日	審議会	議事内容
H 2 1 . 5 . 1 1	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ● 委嘱状交付 ● 会長、副会長の選任 ● 減量審議会の概要について ● 清掃事業概要について
H 2 2 . 1 . 2 5	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物と産業廃棄物の分類 ● 一般廃棄物の排出量の推移 ● 苫小牧市一般廃棄物処理基本計画（案）の概要について
H 2 2 . 3 . 2 5	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ● 苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」（案）について
H 2 2 . 9 . 2 2	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ● 諮問 ● 家庭ごみの有料化について
H 2 2 . 1 0 . 2 1	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみの有料化について（予定）
H 2 2 . 1 1 . 1 8	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみの有料化について（予定）
H23.2 月初旬	第 回	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみの有料化について（予定）
H23.3 月下旬	第 回	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみの有料化について（予定）